

○池谷委員長 皆さん、御苦労さまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は1件です。

議第38号「令和2年度焼津市一般会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○杉田委員 数項目あるんですけど、1点ずつのほうがいいですか。

○池谷委員長 はい、お願いします。

○杉田委員 一番最初に、今、テレビでもかなり大変な状況のネット難民の方たちが、この焼津市にも幾つかのネットカフェがあるわけなんですけど、県からの休業要請がされて、ほとんどのところが閉まっていると思います。その人たちというのが、焼津に登録されている方、あるいは県外にも焼津で住民票を登録されている方がいると思うんですけど、その人たちというのはどういう状態なのかということは、市のほうではつかんでいるのでしょうか。

○杉山政策企画課長 ネット難民に関するお問合せでございますけれども、現在、ネット難民の方でありましても、住民登録がされれば、住民登録がされている住所地から支給をされるよう、支給の対象となるよう国から通知が出ております。4月27日が支給の基準日となっておりますけれども、その基準日を超えたとしても、住民登録がされれば支給の対象となります。ですので、まずは、ネット難民の方に関しましても、住民登録をしていただく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○杉田委員 数年前にネット難民の人からの相談で、市の窓口へ行って、いろいろ対応をお願いして、その方は千葉だったんですけど、そこに帰るまでの手当てを市のほうでしていただいたということがありますが、今の状況を見たときに、今のネット難民の方たちというのは、今どこで、どんな生活をされているか分からない。特に、この10万円の件もネットを使える人だと思うので、いろんな情報はあるかもしれないけど、どこに相談しに行ってもいいか分からないというような、そういうところをどういうふうに広報というか、知らせていったらいいのか、自分のほうでもちょっと分からないんですけど、まずそれをお願いします。

○杉山政策企画課長 確かにネット難民の方の居所を把握するのは非常に難しいかと思えます。ただ、これに関しましては、厚生労働省から県に対して、自立支援の団体もありますので、そういった皆様と協力をいたしまして、周知を図るように通知のほうが出ております。

また、平成21年の定額給付金が払われた際、この際には、ホームレスの生活の居所を訪れたりですとか、巡回相談、また、今おっしゃられたように、窓口に来た際には、そういう申請が必要であるということの周知を図っていったと聞いておりますので、同様の対応がされているのではないかなというふうに考えております。

○杉田委員 了解しました。

その難民の件、その人は、しばらくずっと住民登録がされていないまま削除をされるというのは、住民票登録を削除されるということがあると思います。そのままになっていた場合というのは、その人は受けられないということになると思うんだけど、窓口に行って登録をしたいんだけどということになれば、その場で、受け付けした市町で登録がされるということによろしいですか。

○杉山政策企画課長 確かに、居所が把握できないと職権の削除というものが住民基本台帳上、行われる可能性がございます。そうなった場合であっても職権で復活することができますので、ぜひ窓口のほうにお越しいただいて、その旨、申し出ていただきたいと考えております。

○杉田委員 了解です。

次の問題です。生活保護者への給付について、担当部署では、その人からの通達は来ているので、ちゃんと配付されますよということを確認いたしました。生活保護受給者にとってみると、10年ぐらい前だったと思うんですけど、一律で給付されたものが収入認定になっちゃって、生活保護費の扶助費から引かれたという、そういう問合せが何件かあって、4月の下旬だったんですけど、たまたまその施設の知り合いの方、相談員の方ですけど、その方と話したときに、収入認定になると困るなという、そんな相談もあったんですけど、生活保護者ですけど、その方たちに対して、収入認定はならないよという、そういう連絡だとか、そういうものは配付する文書の中にはついているんでしょうか。

○杉山政策企画課長 現時点におきまして、こちらから差し上げる支給の通知文の中には、その旨は記載はしておりませんが、対象者を把握しております生活保護の担当部署と、その辺、連携を密に取って、周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

また、未申請、そう思っていたものですから、申請しないという方もいらっしゃる場合もございますので、こちらとしましては、生活保護者に限らず、申請がない方に関しては、複数回にわたって申請を促すような文書を送る予定でございますので、そういった点で努めてまいりたいと思っております。

○杉田委員 了解です。

次に、外国人在住者の方なんですけど、3か月を超える在留資格があって、住民票を届けている人は支給の対象になるというふうに確認しています。登録があれば、その人がどの国の人かというのはここで分かると思うんですけど、その人のところに給付が完全に、各母国語での通知は行われるということによろしいですか。

○杉山政策企画課長 確かに、外国人の方への対応というのは非常に難しいところがございます。現在、通知文に関しましては、5か国語で翻訳をさせていただいて、登録の国で、こういった言語ではないかという形でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

また、2月に市のほうで開設をさせていただきました多文化共生総合相談センター、こちらがございまして、そことも緊密に連携を図りながら、外国人の方の申請を促していきたいというふうに考えております。

○杉田委員 よろしくお願ひします。

それで、外国人の多くの方が派遣の会社に行かれていますと思うんですけど、派遣の会社なんかでも、こういうことがあるからちゃんとやってよということも言ってもらうように、市のほうから通知をお願いしたいなということと、あと、ちょっと心配したのは、外国人の労働者、あるいは子どもさんたちのいろいろ面倒を見ているボランティアの方、何人かにお聞きしたんですけど、同じ国の人たち同士でのネットというのか、そういうのはかなりできている、進んでいるというふうには聞いたんですけど、その中でも孤立しちゃっている人がいるもんで、この焼津の中では大体4,000人近くいると聞いていますけど、その人たちのところに漏れなく対応ができていないか、これも先ほどの申請がなかった場合というのを、市のほうから対応が、通訳の人、あるいは担当の部署の人たち、それから、今やっているボランティアの方は幾つかのボランティアがあると思うんですけど、そういう人たちにも要請をしていくということは考えていますか。

○杉山政策企画課長 いろいろな問題点、御指摘いただいてありがたいと思っております。ただし、現時点においては、そういった具体的な方法は、まだ検討までには至っていないものですから、今頂きました御意見を踏まえまして、できる限りの周知に努めていきたいというふうに考えております。

○杉田委員 よろしくお願ひいたします。

次に、住民基本台帳に記載されているんですけど、実は、私の友人で、単身なんですけど、海外の仕事で長期に海外で仕事をされていて、今は逆に日本に帰ってこられない状態になっているんですけど、そういう方には、通知は行っても、それを返信することも当然できないだろうし、そういう方の対応というのは、どういうふうにされますか。

○杉山政策企画課長 確かにそういった方はいらっしゃるということで、国のほうから、住民基本台帳上の住所が設定していれば支給の対象としていいということで決まっておりますけど、その郵便物をどうするかという点については非常に難しい問題があると思います。配達して、そこに居所がないとか、そういった場合には返送されますし、何度送っても、ポストの中に通知がたまるようであれば、そういった点で連絡が来るとお思いますので、そういった点で把握をさせていただきたいというふうに考えております。

○杉田委員 よろしくお願ひいたします。

次に、これは総務省のほうから出ている申請書なんですけど、この申請書が届いたときに、郵送で返信するか、オンラインで申請するか、そのどちらかだということなんですけど、この通知に返信の、これは書くことができたんですけど、あるいは自分のコピーか何かというものを取ることができるかどうか分からないんですけど、そういうものを、この通知をポストまで歩くことがかなり大変だというようなこと。それが近所で応援してくれる人がいればいいんですけど、そうじゃないような方、あるいはオンラインでできるよといっても、パソコンだとか、オンラインというものについては縁遠い方、そういう困難の方の世帯についてはどのように確認していきますか。

○杉山政策企画課長 確かに、ポストまで行けないという方もいらっしゃるかと思います。その場合においてですけれども、基本的に現在の生活の中でも、そういった方に関しましては、周りの方の皆様の御支援の中で生活のほうはされているかと思ひます。

委員が御指摘のように、そういった方もいない場合はどうなるんだというところに関しては、こちらに御本人からでも結構ですし、周りの気がついたからでも結構ですので、御連絡があれば丁寧に対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○杉田委員 丁寧にもたよろしくお願ひしたいんですけど、規模が違うと思うんです。昨日のテレビにニュースなんかでも、こういう人が、今こういう状態だよというのを市のほうで分かっていると思うんです。ただ、かなり体が弱っていても、介護認定だとか、そういうのを全然受けていない人がいるんですよ。そうすると、市でも、どの程度の人なのかということが把握しないまま、できないまま時間が過ぎていくことがあると思うんですけど、そういうときというのは、職員の方がそここのところを訪ねていったりとか、そういうことも一応考えていただけるんでしょうか。

○杉山政策企画課長 確かにそういった方もいらっしゃるかと思います。非常に難しい問題なのだと思いますけれども、そういった御連絡があれば、先ほど申し上げたように、私どもとしても、この給付金の趣旨を踏まえまして、確実に皆様のところにお届けしたいと考えておりますので、何らかの手段を持って、申請なり受給、そういった手続が円滑にできるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○杉田委員 最後に、口座がない方が何人か相談を受けています。口座のない方は窓口に行けばいいと思うよと言っているんですけど、そういう対応でよろしいですか。

○杉山政策企画課長 基本は口座振込という形になってございますけれども、通帳がないという方もいらっしゃいますので、そういった方に関しては、現金支給も認めております。ただし、そういった現金支給をどのようにするのかというところについては、国からまだマニュアルみたいな形で示されておりませんので、そういったところを、これから参考にしながら、窓口支給に向けて準備のほうを整えていきたいというふうに考えております。

○杉田委員 終わります。

○池谷委員長 ほかにありませんか。

○杉崎委員 すみません、確認をお願いします。

3款1項9目、子育て世代のところと、それと、予備費の14款1項1目の中の就学支援の関係なんですけれども、起算日が3月31日とお聞きしているんですが、例えば上の児童手当の関係でいきますと、新生児が3月31日に生まれた方まで、4月1日は該当外になるのか。ここは厳格に、皆さん、出生届を出していると思いますので、10万円の、4月27日の起算日とはまた違う考え方になると思いますので、その辺、明確にお聞きしたいと思います。

3月31日に中学生、4月1日から就職するなり、高校生なり、専門学校なりとなりますけれども、その辺のところもちょっと微妙なところがあるものですから、それについてお聞きしたい。

もう一点、続けて聞いちゃいます。

これは予備費のほうの関係なんですけれども、さかなセンターさんへの、援助しましたよという協力金という名前になっているのかどうか分からないんですが、その中に飲食業者の方がいらっしゃいますけれども、この方たちが、今度また休業要請で休業していただいた場合には、そちらの方の対象にもまたなるのかなというところも確認させて

いただきます。

- 藤野子育て支援課長 まず、1点目の3月31日に生まれた子という話なんですけど、まず、基準日は、今、委員からあったように、令和2年3月31日であります。具体的にいつからいつまでに生まれた児童かといいますと、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもが対象となりますので、4月1日の児童は対象外となります。

それから、もう一点の、この4月から、新高校生になられた方の御質疑かと思いますが、今回の子育ての臨時特別給付金につきましては、基本、令和2年の4月分の児童手当の支給対象児童が俵いますけど、ただ、同年の3月分の児童手当の対象となっている児童でありましたら、4月から高校1年生となっている場合であっても、今回の1万円の給付の対象となります。

以上でございます。

- 増田財政課長 杉崎委員の御質疑にお答えをいたします。

さかなセンターの中の飲食店につきましては、さかなセンターの休業協力金ということでお支払いをするということで、今回の特別給付金については対象とならないというふうに見ております。

以上です。

- 杉崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、今度、就学支援児のさっきの関係なんですけれども、就学支援児の対象、4月1日から対象になる可能性のあった方とかというケースも出てくると思うんですが、そちらの方はどんなふうにお考えになるか、聞かせてください。

就学支援の対象、市内で700人ほどいらっしゃるよといったことで聞いているんですけども、それも先ほどの説明と同じで。

- 飯塚行政経営部長 就学支援分につきましては、先ほどの予備費の対応という形で、本議案とは直接関係ないものですから、すみません、これは教育関係の者が来てございませので、確認できません。

- 杉崎委員 了解、すみません。

- 池谷委員長 じゃ、ほかにありませんか。

いいですか。

- 深田委員 10万円の給付について何点かお伺いします。1個ずついいですか。

- 池谷委員長 お願いします。

- 深田委員 全部で7つ、簡単に。

まず、DV被害者、DVで避難されている方に対しては、国のほうは4月30日までに、この10万円の給付について提出していただきたいということが報道で載っておりますけれども、焼津市の対応はもう既にそれは終わっておりますか。

- 杉山政策企画課長 DV被害者の方で、基本、先ほど申し上げたんですけれども、4月27日現在に住民登録がされている方が支給の対象となります。ただ、DV被害者の方で、例えば焼津にお越しになっていただいても、事情によって住民登録されていない方に関しては、その居所、住んでいらっしゃるよりの市町で申出書を出していただいても、支給の対象にしているという内容になっております。

今、委員がおっしゃられたように、4月30日までが一旦の受付の期限となつてござい

ますけれども、DV被害者については、その後であっても支給の対象となるということで、その後も引き続き申出書の受付をしていきながら、確実にDV被害者に給付金が届くようにという手続をこれからもしていくということでございます。

以上でございます。

○深田委員 じゃ、家族というか、夫とのトラブルがないように、ぜひ確実に渡るようにお願いしたいと思います。

2つ目です。障害者の方からです。医療費の助成制度があつて、後から自分の口座に振込まれるんですけども、家族の世帯主に来ると、本人のところに来ないということになってしまいます。そういう方が自分の口座に振り込まれるようにしてほしいという場合はどうしたらいいのでしょうか。

○杉山政策企画課長 原則論で申し上げますと、今回の支給申請を受け取る方に関しては、世帯主となってございます。ただし、代理申請も可能となっております、世帯主が家族の方を受給者として委任をしていただければ代理申請も可能というふうになっております。

以上でございます。

○深田委員 委任ができない状況だったらどうしたらいいんですか。

○杉山政策企画課長 大変申し訳ございませんけれども、現在の制度設計の中ではできないということになっております。

○深田委員 その相談窓口というのをぜひ、ここにうまく家族で話合いができないんですけどという方に対しての相談窓口というのが必要と思いますが、どうでしょうか。何かあったら、この10万円に対しての相談窓口はあると思うんですが、そこでよろしいのでしょうか。

○杉山政策企画課長 一旦は給付金の部屋を設けてございますので、そちらにお電話をいただいで、しかるべき担当課のほうと協力しながら対応していきたいと考えております。

○深田委員 よく分かりました。

今回の10万円の給付については、マイナンバーカードを持っている方は、パソコンやスマホで今日から申請ができるように。郵送のほうは中旬から発送して、それで、オンラインで申請した方は、5月の中旬に振り込まれる予定です。郵送のほうは5月の下旬です。この違いというのは何なのでしょう。

○杉山政策企画課長 オンラインシステムに関しましては、国がマイナポータルサイトを改修いたしまして、申請ができるような状況を整えた、それが5月1日の状況になっております。ですので、我々も5月1日から申請ができるよう対応してきたところでございますが、郵送申請の場合に関しては、まず、申請書、これは両面印刷になりますけれども、表面も裏面も打って、宛名を打ち、そして、封筒も発注して、封入封緘をしてというところの準備作業が非常に多くあります。そういったものを職員が全力で今取り組んでいるところでございまして、今やっている最速のスケジュールの中で、本日、新聞の中でもお示しさせていただきましたけれども、中旬に発送して、何とか月末までには1回、振り込みのほうをさせていただきたいということで考えておりますので、そういった差が出ているというところでございます。

○深田委員 国のほうで、準備で、オンラインシステムを5月1日からできるようになっ

たということと、郵送の場合は時間がかかるという、13万9,000人の人口ですので、5月末までかかるんじゃないかというのは想像できます。もっと大きいまちは、もっと6月とか、7月とかかかると。人口が多ければ多いほど大変になると思うんですけども、ちなみに焼津市の場合、オンラインで申請する人の割合と、郵送での割合というのはどのぐらいと考えていますか。

○杉山政策企画課長 先ほど申しあげましたように、申請は世帯単位となっております。今、5月27日時点の世帯数が5万8,200を超える世帯がございます。

ごめんなさい、4月27日時点。マイナンバーカードをお持ちの方に関しては、人口の16から17%ぐらいだったと思うんですが、その中で申請できるのは世帯主となりますので、何人いるかというのがちょっと把握をできていない状況になります。ですので、何%ぐらいになるのかという予測も大変難しい問題だということになります。ですので、オンラインで申請があれば、郵送の申請のほうはこちらで省きますけれども、一旦は郵送の申請を送ることになるのではないのかなというふうには考えてございます。

○深田委員 一旦は送るということですね。ダブるということはないですね。

それと、マイナンバーカードは、オンラインが大変早く入りそうだし、その方法でやりたいという方がいた場合に、市のほうのどこに行けばやり方を教えてくれるのか。パソコンには、いろんなネットで情報提供がありますけれども、やはりパソコンをふだん使っておられない方、環境に慣れていない方とかに教えてもらえる場所というのがありますでしょうか、市民課とか。

○杉山政策企画課長 既にマイナンバーをお持ちの方でということでお答えをさせていただきたいと思いますが、基本的には、私ども給付金室のほうでお聞きして、お答えできる部分にはお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、非常に難しいシステム的なお話になってしまうと、そこは情報担当部門と連携をしてやっていかなければならないと思いますし、さらに難しければ、国のほうと連携を図ってお答えをしていくということになるのではないのかなというふうに思っております。とにかく問合せがあれば、適宜こちらのほうで対応はさせていただきたいというふうに思っております。

○深田委員 先ほど休業対象外の自営業者の方々が、漏れている方たちをどう救おうかということが、今、すごく急がれていることもあります。ほかの市町で聞いたところによりますと、この10万円の給付について、金融機関と話し合いをして、無利子、無担保で、まず急いで必要な人に対して貸し出すよと。後でこの10万円の給付を金融機関に払ってもらい、納めてもらう、そういうやり方をする市町が出たというのを聞いたんですが、それについてはどう思いますか。

○飯塚行政経営部長 深田委員のただいまの御質疑につきましては、10万円の給付を早急にやるために、他市では、金融機関からお金を借りて支給しているという質疑かと思いますが、当市におきましては、国のほうの、昨日、国会のほうで予算が決まりまして、こちらの準備が国のほうでもやっているという流れの中で、今、早急にこちらの給付金を支払いたいという形で作業を進めているところでございます。

したがって、一部にはそういった自治体さんもあるかと思いますが、当市の人口規模を考えますと、一律に皆さんに配るとなると、今回もそうですが、140億円という

お話がございましたので、当市の人口規模ですとなかなか難しいかと考えています。

以上でございます。

○深田委員 今、140億円という規模ということで、かなりの数を、委託料7,300万円の中で作業していると思うんですが、そのスケジュールを教えてくださいませんか。どこの会社に委託を、委託の方法と委託のスケジュールをお願いします。

○杉山政策企画課長 まず、委託料7,300万円ですけれども、内訳といたしまして、内容です。まず、受給者の管理でありますとか、給付金の支給の処理、そういったものを行うための給付のシステムを導入する予定でございます。そうした特別定額給付金の管理システムの構築委託料がまずあります。それと、今回は、かなり短期間で申請書のほうを発送しなければなりません。ですので、5万8,000世帯を超える申請書を、先ほどちょっと申し上げましたけれども、表面も裏面も打つてというところで、かなり時間がかかってしまうところを、高速プリンタを使いまして短期間で印刷を行いまして、そこから封入封緘をするという業務を一連して外出ししようというふうに考えております。その委託料、また、今、当室、給付金室のほうでは、4人の専属の職員を配置しておりますけれども、全庁的に協力の体制はできていますけれども、とてもそれでは足りませんので、派遣のスタッフをこちらに派遣していただくというところを考えてございます。

本日、補正予算を御協議いただきまして、御審議いただきまして、お認めいただきましたら、すぐにでも発注のほうはさせていただきたいと、手配のほうはさせていただきたいと。それまでの間においては、そうした手配をするための仕様書であるとか、そういったものを全力で取り組んできたというところでございます。

そういった業者の方が決まることになりましたら、こちらの仕様に沿って、先ほど申し上げたように、申請者の印刷であるとか支給の処理、システムの導入というところを短期間でやっていきまして、今月中の支給に間に合わせるように、そういったスケジュールリングしております。

以上でございます。

○深田委員 そうすると、具体的な金額はまた後で教えていただければいいんですけれども、派遣スタッフについて、議会が承認が終わればすぐ発注するよということ、もう決まっているということなんですか。派遣先というのは、入札とか、そんなことは関係なくて、発注する場所、会社というのはもうあるんですか。

○杉山政策企画課長 見積りのほうは何社かから取っております。そういったところで、全国的にやっている状況でございますので、対応できるところに予算が決まりまして、すぐにでもお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○深田委員 個人情報を取扱うところでもあるものですから、全国にやって、そういう業者が少ない状況の中で大変かと思うんですけれども、やはり個人情報をしっかり守っていただける、そういう業種、派遣スタッフの業者をお願いしたいと思います。

最後に、予備費の内訳について、先ほど就学援助の学校給食費の代替に充てる。これが1,400万円ですよ。今回の予備費で1億円、ほかに、以前お聞きしましたところ、アクリルとか消毒とか検査とかあると思うんですが、それこそ、先ほど私が心配してお聞きしていたのは、不測の事態に生じた予備費なんですけれども、休業補償の対象にならなかった漏れた人たちをどう救うのかというところが、この予備費の中に含まれるの



かどうか、それをお聞きしたいと思います。

○増田財政課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

予備費の中に休業補償に漏れた人たちの分が含まれるかどうかということについてですけれども、今のところまだ、この予備費は、不測の事態に対応するための予備費の計上でございますので、今のところ、そういった休業補償というところに使用するというふうには考えていないところであります。

以上です。

○深田委員 やっぱり6月定例会に入る前に、何らかのアクションがあるかと思うんです。国の指示もあるかと思うんですけれども、やはり今、業者の市民の皆さんの苦しみを市の方も知っていらっしゃると思うんですよね。情報がいろいろと入っていると思います。ですから、私は何とか予備費で対応していただければいいのかなというふうにも思ったんですが、結局、先ほどの専決処分に対応するしかない。今回もまた、6月定例会まで待てないような事態になったときに、また専決処分という形も出てくると思いますので、そういうことも考えて、ぜひ漏れないと、対応にならなかった人への支援をお願いいたしまして、質疑を終わらせてもらいます。

○池谷委員長 ほかにありませんか。

○秋山委員 定額給付金の事務費、それから、子育て世帯臨時特別給付金の事務費、それぞれ1億円と……。じゃないですね。1億円、それから1,000万円とあるんですけれども、これはどのような計算でされたのか。閣議決定されたのは4月20日で、それで、その翌日、総務省がこの制度の概要について映像で説明をしているのを確認したところ、全て事務費について、どうも国が全額見ますよと。それで、これに関するものは、交付決定前の事務作業でも全て対応しますよと、国が見ますよということで、その中には、さっきシステムの話が出ましたけど、システムだとか、印刷、それぞれ広報の準備、臨時職員の募集に関しても全てということで、さらにそれを補正等の成立する前に、一刻も早く支給がスムーズにできるように進めることもできるはずですよということだったんです。それでこの金額が今出ているんですけれども、最終的に、5月末にはこの事業が終了するとして、その後、国に対して精算ということになるかと思うんですよね。それぞれ金額をどのように出されたのか、教えていただけますか。それが1つです。

○杉山政策企画課長 事務費の積算の根拠ということでよろしいでしょうか。

補正予算書のほうに上げさせていただいております、まず職員手当費に関しましては、国のほうでどういった費目が対象になるかというのは示されております。示されている中で、職員手当費の中で、時間外手当が認められておりますので、それを職員手当として要求をさせていただいているというところと、また、需用費に関しましては、多くの消耗品を使うことになろうかと思っておりますので、そういった消耗品の費用を計上させていただいていると。また、制度の周知用の印刷代というところも今考えておりますので、そういった予算の計上をさせていただいております。

また、役務費につきましては、いろいろ通知もお送りしますので、お送りする郵送料、また返信用封筒の返信代、また、銀行で振り込みをさせていただきますので、口座の振込手数料などを計上させていただいている。また、委託料については、先ほど御説明したとおりの内容で計上させていただき、1億円という予算を計上させていただいております。

ます。この予算の計上の根拠に関しまして、世帯数に応じて、国のほうから一応の基準が設けられております。1億円等の基準は設けられておりますので、そういったものも参照しながらやらせていただいたというところと、また、交付決定前であったことということでございますので、これから交付申請をしていきますけれども、予算を成立したところで順次着手をさせていただいて、国の交付決定前であっても対象ということになっておりますので、対象経費になっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野子育て支援課長 子育て世帯の臨時特別給付金の事務費の関係でございますけど、まず、職員の時間外勤務手当を計上させていただいております。それから、一般的な消耗品、それから、郵便代などの通信費、それから、口座のほうに振り込みますので、金融機関のほうにお支払いする口座の振込手数料、それから、委託料としましては、こちらのほうもシステム改修に伴いますので、システム改修費、それから、対象者の方に御案内をしますお便りなどを作成したりとか、その封入封緘関係の事務もアウトソーシングという形をお願いをすることを考えていますので、それらの経費をこの中の事務費に入れております。

それから、こちらのほうの積算の考え方は、令和2年の4月の児童手当を給付される方が決まっていますので、こちらの人数を踏まえて積算をさせていただいております。

以上でございます。

○秋山委員 了解です。

それからもう一つ、今までのそれぞれの委員の質疑から、DVですとか障害ですとか虐待等、様々な事情で、対応は本当に大変かと思えますけれども、総務省のほうで、もし仮に二重の給付があったとしても、後で返還を要求するという考え方で、一刻も早く必要などところに届けられるようにというような話もあったと思います。そういう体制でぜひお願いしたいと思えますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○杉山政策企画課長 この制度の趣旨が、こういった緊急経済対策の趣旨が求められておりますので、当然そういった趣旨を踏まえまして、一刻も早く皆様にお届けするように、こちらとしても全力で今取り組んでいるところでございます。職員全員がスピード感を持って、今、事務のほうに取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○秋山委員 二重給付が仮に発生したとしても、この状況でやむを得ないというような、そういった感覚でいいといいましょうか、それは行政にとってはあまりあり得ないということになってしまうかもしれませんけれども、その辺の感覚でお願いしたいと思えます。

○杉山政策企画課長 国のほうからも、二重給付になってもというところの強い意思表示がございましたので、我々としても、その辺を臆することなく事務のほうは進めていまして、二重の支給になった場合には、謝って、向こうから返還をしていただく手順のほうを取っていきたいというふうに考えております。

○池谷委員長 ほかにいいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第38号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第38号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 (11:00)